ID:　299

担当部署:　都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市都市公園条例　第17条及び第18条
例規番号	昭和40年条例第13号

【根拠条文】

（罰則）

第17条　第11条第1項又は第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2　詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第18条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者が罰するほか法人又は人に対しても各本条に従つて処罰する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日